

前金払等に関する特約約款

(総則)

第 1 条 この特約約款（以下「特約約款」という。）は、委託契約約款（以下「約款」という。）の特約を定めるものである。

2 委託者及び受託者は、約款及び特約約款に基づき、設計図書に従い、この契約を履行しなければならない。

(前金払)

第 2 条 受託者は、あらかじめ委託者の指定するところにより、保証事業会社と、契約書記載の履行完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を委託者に提出して、当初契約代金額の 10 分の 3 以内の前払金の支払を委託者に請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受託者は、契約代金額を著しく増額された場合においては、その増額（消費税等率の変動に伴う増額は含まない。）後の契約代金額の 10 分の 3 から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 受託者は、契約代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額（消費税等率の変動に伴う減額は含まない。）後の契約代金額の 10 分の 4 を超えるときは、受託者は、契約代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、約款第 32 条の規定による支払をしようとするときは、委託者はその支払額の中からその超過額を控除することができる。

5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、委託者と受託者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、契約代金額が減額された日から 21 日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

6 委託者は、受託者が第 4 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が 100 円未満であるときは全額を、100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第 3 条 受託者は、前条第 3 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、前項に定める場合のほか、著しく契約代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに委託者に提出しなければならない。

(前払金の使用等)

第 4 条 受託者は、前払金を次に定めるこの契約の履行の経費以外の支払に充当してはならない。

(1) 設計又は調査においては、材料費、労務費、外注費、機械購入費（この契約の履行において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費

(2) 測量においては、材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（この契約の履行において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費

(部分払金の額)

第 5 条 約款第 32 条第 1 項に規定する履行済部分に相当する契約代金額（以下「部分払金の額」という。）は、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} = \text{当該履行済部分に相当する契約代金額} - \text{前払金額} \times \frac{\text{当該履行済部分に相当する契約代金額}}{\text{契約代金額}}$$

(前払金の不払に対する契約の履行の中止)

第 6 条 前払金の不払に対する契約の履行の中止については、約款第 33 条の規定を準用する。

(かし担保)

第 7 条 約款第 34 条第 2 項の規定は、1 年を 2 年と読み替えて適用する。